

「市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール」 合志市自治基本条例

学習シリーズ NO.6

《 詳しい条文は次のとおりです 》

第6章 参画及び協働によるまちづくり

(参画及び協働の原則)

●第25条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくりに取り組みます。

(参画機会の充実)

●第26条 市の執行機関は、協働によるまちづくりを進めるため、市民が自らの意思で主体的にかかわることのできる機会の充実に努めます。

(審議会等への参画)

●第27条 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、公平に幅広い人材が登用されるよう、構成員の全部又は一部の公募による選任及び男女の構成にも配慮します。

(住民投票)

●第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を確認するため、その事案ごとに条例を定め、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

●第29条 住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、法令の定めるところにより、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

(コミュニティ活動)

●第30条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。

2 各コミュニティは、それぞれの自発的で自律的な活動を通して情報の共有を図り、連携し尊重し合いながら、地域社会を多様に支え合うことを目的とします。

3 市の執行機関は、地域の課題を解決し公的な利益や社会貢献につながるコミュニティ活動に対し、必要な支援を行います。

(合志市自治基本条例推進委員会の設置等)

●第31条 市長は、附属機関として、合志市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 委員会は、この条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関する基本的事項について調査し、及び審議し、市長に意見を述べることができます。

3 委員会は、市民及び自治に関し識見を有する者によって構成します。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定められます。

(条例の見直し)

●第32条 市長は、この条例について、委員会の意見を尊重し、必要に応じて見直すことができます。

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

●第33条 本市は、国及び他の地方公共団体等と対等な立場で相互に連携し、広域的な課題や共通する問題の解決を図ります。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報コーナーや市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

前回の広報9月号では、条例での『第5章 市政の運営』についてお知らせしました。
今回は、『第6章 参画及び協働によるまちづくり』と『第7章 国及び他の地方公共団体等との連携』について考えてみましょう。

【合志市自治基本条例の内容】

前文

第1章 総則

第2章 市民の責務及び権利

第3章 市議会の役割及び責務

第4章 市の執行機関の責務

第5章 市政の運営

第6章 参画及び協働によるまちづくり

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

第6章 参画及び協働によるまちづくり

第25条 参画及び協働の原則

第26条 参画機会の充実

第27条 審議会等への参画

第28条 住民投票

第29条 住民投票の請求及び発議

第30条 コミュニティ活動

第31条 合志市自治基本条例推進委員会の設置等

第32条 条例の見直し

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

第33条 国及び他の地方公共団体等との連携

